議案第６７号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年　６月１１日　提出

ひたちなか市長　大　谷　　　明

令和　年　　月　　日　議決

ひたちなか市条例第　　号

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例（平成６年条例第１４７号）の一部を次のように改正する。

第２条の表ひたちなか市立学校給食センターの項を削る。

第５条中「次の各号に掲げる共同調理場に，その」を「共同調理場の」に，「それぞれ当該各号に掲げる運営委員会」を「教育委員会の附属機関として，ひたちなか市共同調理場運営委員会」に改め，同条各号を削る。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から起算して１年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の第５条第２号の規定により設置された那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会の委員である者は，改正後の第５条の規定により設置されたひたちなか市共同調理場運営委員会の委員とみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成６年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

教育研究所専門研究員	日額	6,000 円	職務の級が６級の職員
学校給食センター運営委員会委員	日額	6,000 円	職務の級が６級の職員
那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員	日額	6,000 円	職務の級が６級の職員

」を

「

教育研究所専門研究員	日額	6,000 円	職務の級が 6 級の職員
共同調理場運営委員会委員	日額	6,000 円	職務の級が 6 級の職員

」に

改める。

参考資料

ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　共同調理場の名称及び位置は，次の表のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>ひたちなか市立学校給食センター</td><td>ひたちなか市廻り目２８９６番地</td></tr><tr><td>ひたちなか市立那珂湊第三小学校共同調理場</td><td>ひたちなか市西十三奉行１３２５１番地の１</td></tr></table>
（運営委員会）
第５条　次の各号に掲げる共同調理場に，その適正な運営を図るため，それぞれ当該各号に掲げる運営委員会を置く。
（１）　ひたちなか市立学校給食センター　学校給食センター運営委員会
（２）　ひたちなか市立那珂湊第三小学校共同調理場　那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会</td><td>（名称及び位置）
第２条　共同調理場の名称及び位置は，次の表のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>ひたちなか市立那珂湊第三小学校共同調理場</td><td>ひたちなか市西十三奉行１３２５１番地の１</td></tr></table>
（運営委員会）
第５条　共同調理場の適正な運営を図るため，教育委員会の附属機関として，ひたちなか市共同調理場運営委員会を置く。</td><td></td></tr>
</table>

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（付則第３項関係）

旧	新	備考
別表第２（第２条，第４条，第５条関係）	別表第２（第２条，第４条，第５条関係）	

旧

職名	支給区分	報酬額	旅費の額 （相当する職）
略	略	略	略
教育研究所専門研究員	日額	6,000円	職務の級が６級の職員
学校給食センター運営委員会委員	日額	6,000円	職務の級が６級の職員
那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員	日額	6,000円	職務の級が６級の職員
略	略	略	略

備考　略

新

職名	支給区分	報酬額	旅費の額 （相当する職）
略	略	略	略
教育研究所専門研究員	日額	6,000円	職務の級が６級の職員
共同調理場運営委員会委員	日額	6,000円	職務の級が６級の職員
略	略	略	略

備考　略